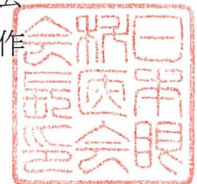


日眼医学保発第 43 号
平成 21 年 12 月 16 日

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課長
松川 憲行 殿

社団法人日本眼科医会
会長 三宅 謙作



幼稚園と就学時の健康診断における視力検査実施の件（要望）

幼稚園と就学時の健康診断における視力検査については、学校保健安全法及び同法の施行令、施行規則に定められているところです。これにより幼稚園では園児の目の保健管理が図られ、就学時の健康診断における視力検査の結果、必要があれば保護者が眼科医療機関に子どもを受診させることによって、子どもたちは健康な目の状態で就学を迎えることができます。一方、視力検査の結果に基づき、市町村の教育委員会は、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第 17 条第 1 項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならないことになっています。幼児期の視力検査は斜視弱視を検出するためには不可欠であり、眼科医療においても極めて重要であります。斜視弱視の治療は年長になればなるほど効果が低下し、6 歳を過ぎてから治療をしても効果が期待できなくなると言われています。

幼稚園の定期健康診断における視力検査の実施率は低く、平成 20 年 11 月に当会が行った全国調査では、公立幼稚園で 70.6%、私立幼稚園で 31.9%、全体では 48.3%の幼稚園のみが実施しているという結果でした。回答率が 49.1%と低かったことを考えれば、実際の実施状況は更に悪いことが予想されます。

就学時の健康診断における視力検査の実施率は、平成 20 年 11 月に当会が行った全国調査では、全国平均で 90.5%という高い結果となりましたが、都道府県別では実施率が 20%、あるいは 40%という低い地域のあることが判明しました。このような地域にあっては、必要な眼科の治療を受けることなく入学を迎えている子どもたちが少なくないものと推測しています。

以上をご理解いただき、幼稚園と就学時の健康診断において学校保健安全法等で定められた視力検査が実施されるよう、都道府県の教育委員会など関係諸団体を通じてご指導くださいますようお願い申し上げます。